

厚生労働省発雇均 0830 第 1 号

令和 3 年 8 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 別紙

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする  
こと。